公告 第 50 号
令和8年11月17日

公　　告

分任契約担当官
陸上自衛隊鹿追駐屯地
第３７４会計隊鹿追派遣隊長　早坂　勝之

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

１　入札事項

契約実施計画番号	調達要求番号	物品番号	仕様書番号
6LXX1AC00070	6MKK1CH0005 0001		

品名　または　件名
軽油【特３号】
部品番号　または　規格
仕様書のとおり
使用器材名

予定数量	単位	銘柄	使用期限等	グループ	指定	検査	包装
14.00	KL						

納地または工事場所	引渡場所
鹿追駐業	鹿追駐屯地業務隊　補給科
搬入場所	納期または工期
永田准尉　内３２４	令和8年12月10日（木）～令和8年12月25日（金）

２　競争参加資格
次のいずれかであること
全省庁統一資格の「物品の販売」に係る等級がA、B、C、D等級であること
ただし、細部は注意事項による。

３　契約条項を示す場所
仕様書及び入札心得等については、第３７４会計隊鹿追派遣隊に掲示する。

４　説明会及び入札執行の日時場所
説明会日時場所：
入札日時場所　：令和8年12月1日（火）10時30分　鹿追駐屯地幹部食堂

５　保証金
入札保証金：免除　契約保証金：免除

６　落札決定方式及び契約方式
落札決定方式：単価　契約方式：一般競争

７　注意事項
(1)　競争に参加する者に必要な資格に関する事項
ア　予算決算及び会計令第７０条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
イ　予算決算及び会計令第７１条の規定に該当しない者であること。
ウ　「入札及び契約心得」を確認して所要の処置を講じている者
エ　契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
オ　別紙「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等」に該当しない者であること。
カ　都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
キ　全省庁統一資格申請において、第２項「競争参加資格」の格付けを有する者で北海道地域に競争参加資格を有する者
(2)　契約条項、入札及び契約心得を示す場所
ア　陸上自衛隊鹿追駐屯地　第３７４会計隊鹿追派遣隊
イ　北部方面会計隊ホームページ（https://www.mod.go.jp/gsdf/nae/fin/）
(3)　適用する契約条項
ア　契約条項
駐屯地用標準契約書「物品売買契約条項」
イ　特約条項
(ｱ)　駐屯地用標準契約書「談合等の不正行為に関する特約条項」
(ｲ)　駐屯地用標準契約書「暴力団排除に関する特約条項」
(ｳ)　駐屯地用標準契約書「単価契約に関する特約条項」
(4)　保証金等に関する事項

ア　入札保証金
　免除（ただし、落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約に応じないものとみなし、落札金額の１００分の５に相当する金額を違約金として徴収する。）
イ　契約保証金
　免除（ただし、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の１００分の１０以上の金額を違約金として徴収する。）

(5)　入札の無効
ア　第７項第１号で示した競争に参加する者に必要な資格のない者による入札
イ　入札に関する条項に違反した入札
ウ　入札金額、入札者（委任された者も含む。）の氏名及び押印された印影が判断し難い入札
エ　入札開始時間に遅れた者による入札
オ　電話・電報・ＦＡＸ及びメールによる入札
カ　誓約した「暴力団排除に関する誓約事項」に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合
キ　入札書に暴力団排除に関する誓約事項に誓約する旨の記載がない入札書（入札及び契約心得参照）
ク　入札書の内訳書の内容に著しい不備があって当該入札書の内訳であると認められない場合

(6)　契約書作成の要否
　落札者は落札決定後、遅滞なく陸上自衛隊「駐屯地用標準契約書」の様式により契約書を作成する。ただし、落札金額が１００万円未満の場合は作成を省略することがある。

(7)　入札方法
　落札決定に当たっては、消費税及び地方消費税、ならびに軽油取引税等の諸税を含む価格をもって落札価格とするので、入札書には税込価格を記入する。

(8)　落札決定方式
ア　単価が当隊所定の予定価格の制限の範囲内の最低入札者を落札者とする。ただし、落札者となるべき最低入札者が２人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。
イ　再度入札の必要があった場合にはただちに実施する。但し、郵便入札があった場合は官側の指定する日時に執行する。

(9)　その他
ア　契約の成立時期については、契約書に双方が記名押印した時とする。
イ　代理人をもって参加する場合は、委任状を提出すること。
ウ　入札に参加する場合は、示された場所において「入札及び契約心得」を確認し、入札書へ所要の事項を記載する。
エ　入札書は、持参又は郵便等で提出する。
オ　郵便入札の場合は、件名を記載した小封筒に入札書を入れて封印をし、資格審査結果通知書（写）とともに「軽油【特３号】　入札書　在中」と記載した封筒に入れ、書留郵便（簡易書留、メール便可）にて令和８年１１月３０日（月）１７時００分までに陸上自衛隊鹿追駐屯地第３７４会計隊鹿追派遣隊に必着させること。この際、下記担当者に電話にて到達の確認を行うこと。
カ　入札書下部余白に「上記の公告に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾の上、入札いたします。また、当社（私（個人の場合）、当団体（団体の場合））は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約いたします。」と記載すること。

(10)　入札に関する事項の問い合わせ先
〒０８１－０２９４　北海道河東郡鹿追町笹川北１２線１０番地
陸上自衛隊鹿追駐屯地　第３７４会計隊鹿追派遣隊（担当：早坂）
ＴＥＬ：０１５６－６６－２２１１（内線：３４５）
ＦＡＸ：０１５６－６６－２２１２
メール：403fin-na@inet.gsdf.mod.go.jp

(11)　公告掲示場所及び掲示期間
ア　掲示場所
　鹿追駐屯地第３７４会計隊鹿追派遣隊、帯広駐屯地第３７４会計隊、鹿追町商工会、帯広商工会議所ホームページ、北部方面会計隊ホームページ（https://www.mod.go.jp/gsdf/nae/fin/）
イ　掲載期間
　令和８年１１月１７日（火）～令和８年１２月１日（火）

別　紙

装備品等及び役務の調達に係わる指名停止等

1　防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、経理装備局長又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

2　前項により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。

3　原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。

4　第２号の「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。

(1)　資本関係がある場合

次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては子会社（会社法（平成１７年法律第８６号）第２条第３号及び会社法施行規則（平成１８年法務省令第１２号）第３条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は、イについて子会社の一方が会社更正法（昭和２７年法律第１７２号）第２条第７項に規定する更正会社（以下「更正会社」という。）又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）第２条第４号に規定する再生手続（以下「再生手続」という。）が存続中の会社である場合を除く。

ア　親会社（会社法第２条４号及び会社法施行規則第３条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合。

イ　親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合。

(2)　人的関係がある場合

次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては、更正会社又は再生手続存続中の会社である場合は除く。

ア　一方の会社の役員（常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事、その他これらに準ずる者をいい、社外役員を除く。以下の号において同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合。

イ　一方の会社の役員が、他方の会社の会社更正法第６７条第１項又は民事再生法第６４条第２項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合。

ウ　(1)及び(2)に掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の措置の効果を事実上減殺するなど(1)又は(2)に掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合。

仕　様　書

調達要求番号：6MKK1CH0005

陸上自衛隊仕様書		
軽油特３号	仕様書番号	第　１５　号
	作　成	令和　８年１１月１６日
	変　更	令和　　年　　月　　日
	部　隊　名	鹿追駐屯地業務隊

１　適用範囲

本仕様書は、陸上自衛隊鹿追駐屯地において調達する「軽油特３号」について適用する。

２　履行期間

令和８年１２月１０日～１２月２５日

３　納入場所

鹿追駐屯地燃料スタンド

４　内　容

(1)　種類：軽油特３号　１４，０００LI

(2)　給油日時・場所

ア　官側と契約業者との調整による。

イ　地上・地下タンクへの給油についてはタンクローリーにより担当者と細部調整

ウ　現地担当者：永田准尉（内線：３２４）

５　検　査

本仕様書に基づき検査を実施する。

６　その他

本仕様書以外で不明な点があれば係官と調整しその指示によるものとする。